

豊川市監査公表第37号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月28日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
一宮総合支所	地域振興課	平成25年4月 1日 ～同年6月30日	平成25年8月16日 ～同年9月19日
	生活窓口課		
音羽支所	—		
御津支所	—		
小坂井支所	—		

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【一宮総合支所 地域振興課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《検討事項》

家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、領収書の発行の必要性について所管課と協議し、その事務の取扱いを検討されたい。

【一宮総合支所 生活窓口課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【音羽支所】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《検討事項》

家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、領収書の発行の必要性について所管課と協議し、その事務の取扱いを検討されたい。

【御津支所】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《検討事項》

家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、領収書の発行の必要性について所管課と協議し、その事務の取扱いを検討されたい。

【小坂井支所】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《検討事項》

家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、領収書の発行の必要性について所管課と協議し、その事務の取扱いを検討されたい。